

広島市告示第257号
令和7年4月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社MiSEL	訪問介護ステーションL A・L A	広島市西区井口台二丁目1 2番25号レスポワール井 口台1F	令和7年4月30日	訪問介護
合同会社弘津	ヘルパーステーションS	広島市安佐南区大町東二丁 目11番28-3号セピア 大町202号室	令和7年4月30日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中央	広島市南区金屋町7番23 号LANDMARK金屋町1階	令和7年4月30日	福祉用具貸与及び介護予防 福祉用具貸与
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター中央	広島市南区金屋町7番23 号LANDMARK金屋町1階	令和7年4月30日	特定福祉用具販売及び特定 介護予防福祉用具販売